

## 分割預託金制度 適用年齢変更について

当倶楽部では、入会申請時の年齢が満 45 歳以下で、かつ個人会員として新規ご入会される方（会員権を市場から購入又は個人売買をして新規ご入会される方のみ）を対象に、追加預託金の分割納入が可能となる「分割預託金制度」をご用意しております。

平成 30 年 4 月 1 日入会書類到着分より、本制度適用年齢を下記のとおり変更いたします。

### 記

#### 1. 変更点

本制度適用年齢を以下のとおり変更いたします。

(現 行) 入会申請時の年齢が **満 4 5 歳** 以下の個人会員新規入会希望者

↓

(変更後) 入会申請時の年齢が **満 5 5 歳** 以下の個人会員新規入会希望者

**※その他事項に変更はございません。**

#### 2. 変更日

平成 3 0 年 4 月 1 日入会書類到着分より適用する。

#### 3. 本制度の概要

本制度は、個人会員での新規入会希望者が対象で、法人会員での入会希望者は対象外です。

正 会 員	追加預託金：300 万円 120 分割 毎月 25,000 円 名義書換手数料 (税込) 864,000 円 (注) 支払方法：口座振替 (10 年間)
平日会員	追加預託金：200 万円 100 分割 毎月 20,000 円 名義書換手数料 (税込) 615,600 円 (注) 支払方法：口座振替 (8 年 4 ヶ月間)

- (注) ① 分割手数料 (正会員 108,000 円・平日会員 75,600 円。いずれも税込) を含む  
② 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日まで予定の「名義書換手数料 55% 割引キャンペーン」実施期間中は減額となります。

#### 4. 問合せ先

株式会社三和 業務部会員課 ☎03-4564-8111 (受付：平日午前 9 時から午後 5 時まで)

以上

平成 30 年 (2018 年) 3 月発行